

広報犬山 こどもこうほうページ広告募集要項

この要項は、犬山市広告掲載事業実施要綱第2条第1項(1)のイに基づき、犬山市(以下「市」という。)が発行する広報紙に掲載する「こどもこうほう」ページに有料広告(以下「広告」という。)を掲載するため、同要綱第4条に基づき、広告の規格、募集する数等を定める。

広告掲載場所

広報犬山に掲載する「こどもこうほう」のページ

※掲載する位置は市が指定する。

※インターネット上に公開する電子データ版の広報紙にも同様に掲載する。

※「こどもこうほう」が掲載されるのは、6月、9月、12月、3月の年4回。

印刷部数

33,100部

募集枠数

1号あたり3枠

※1広告主につき1号1枠とする。ただし、1広告主が複数号にわたる申込みをすることはできる。

広告を掲載できる者

法人、その他団体

ただし、次のいずれかに該当する場合は広告を掲載することができない。

- (1) 特定の政治、思想等の活動を目的とした団体、又はこどもこうほうを特定の政治、思想等の活動に利用するおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) こどもこうほうの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- (5) その他市長が不相当と判断するもの

広告規格等

1枠あたり：縦30mm×横42.5mm以内

※掲載できるのは、企業名(企業ロゴ)又は団体名とする。(代表者名のみ掲載は不可)

※印刷色は、カラー(4色)。

※文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。

※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるような文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。

広告掲載料

【市内業者】 1号1枠 10,000円（消費税及び地方消費税含む）

【市外業者】 1号1枠 20,000円（消費税及び地方消費税含む）

※広告主は広告掲載料を指定された期日までに一括で納入する。

※納入された広告掲載料は特別な事情がない限り還付しない。

※「市外業者」とは、犬山市内に事業拠点のない事業者を指す。

広告データの作成

広告主が作成すること。費用は広告主の負担とする。

会社のロゴを掲載する場合は、広告主が企画広報課に画像データを提供すること。提供にあたりデータの形式はjpeg、pngとする。

申込方法

犬山市広告掲載申込書（様式第1）に必要事項を記入し、持参、郵送またはEメールいずれかの方法で提出。

提出先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市経営部企画広報課 広報広聴担当

電話 0568-44-0311 Eメール 010201@city.inuyama.lg.jp

募集する広告掲載号及び申込期限

募集期間は令和8年3月1日から令和9年1月8日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

なお、広告の申込期限は、犬山市広告掲載事業実施要綱第6条に基づき、広報紙広告募集日程等で定める6月、9月、12月、3月号の原稿締切日とする。

掲載決定

掲載は申し込み順とする。申込数が掲載可能数を超過した場合は、掲載時期について協議する。

犬山市広告掲載審査委員会において、申込みのあった広告の掲載の可否を審査し決定する。掲載の可否について、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知する。

※広告掲載料の納入通知書を同封し送付する。

広告掲載の基準

犬山市広告掲載事業実施要綱第3条によるもののほか犬山市広告掲載基準第5条による。

広告掲載の取消し

犬山市広告掲載事業実施要綱及び犬山市広告掲載基準に抵触する場合、広告掲載を取り消すことができる。

広告掲載の概略の流れ

- ①申込み（申込書の提出、広告データを添付）
- ②申込み内容を確認
- ③審査（広告掲載審査委員会）
- ④広告掲載決定通知書、納入通知書送付（広告掲載決定が可の場合）
- ⑤契約
- ⑥原稿・データ作成（企画広報課）
- ⑦広告料納入
- ⑧掲載

特記事項

- ①掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査を経る必要がある。
- ②募集枠数を上回った場合は、一括申し込みによる総枠数が多い者を優先する。次は、市内に事業所等を有する者を優先し、さらに同等の場合は、抽選により決定する。
- ③申込みにあたっては、この要項のほか、犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準、広報犬山広告掲載に関する契約書（案）を参照すること。